



開國起原

特
り券5
2110
11



U 5 特
2110
11



閑國起原卷十

米國官吏出府四

對話書二

井上信濃守

岩瀬肥後守

十二月十二日於蕃書調所互米利加使節に應
接仕々趣左々通片存候

一應挨拶早分

一昨日中々多趣夫々衆議をも令一在何事も共
方々も勤命を加へ篤々相談を以て度度

一双方は熟談を相成と不相成とい只ニニストル江
府居住の成否と云の事は度度

一私勘考は是より神奈川開港の儀は度々
允諾し相懇を度々自國の人民多人數移住

仕事事居是れニニストルも近所と居住仕居
に相違有るらばなや各物見越居る

一然るに江戸も居住政の事務を極不中

海舟書屋

多々難叶義多分可有と致すも是々所々神

奈川川寄る旨も亦も江戸府と亦不々住居と
之々を差支可やと事有る勿論自國の人民も

移住政の官吏等住居政の事々々事々
節々神奈川の事々居る事々可やと餅ニニス

トルに江戸も亦も置難き事は沙汰居る所々
諸物に對し見據を決ひ中

一右ニニストル江戸居住の事々々意外の便利
有るは右々外に習風を土人共々慣れ居る

人心も過々徳も可や事

一 使節初下田到着は沃土人跡らしく存群集して見物跡に得共近來より遊歩の多きを見たりの事

一 在る通外國人を土人に見留めせざるは江府に在る所は舊外國人見慣れし多し

一 都府に三ニストルを不給し悉く熱切を打破せる事
黄下序在る

一 素より大統領より黄一素より熱心許す熱切に中略を付拒する事
至極を通り漸く薰陶跡に振る仕向泰先貿易

海舟書屋

之盛大に在る事を素より其方より好む事を得共漸く以事と處するも素より云々下田の如く次第を逐て事を扱ひの如く人心も居り合如何に盛火に在る事を通りて既の事と認て三ニストルの事より自ら其事京都下田に在る事拒むるは今中を以漸く其事を逐て進め積りて談者及事と其後其事と進め有る事京都府に其事と人より談決跡に
一 至極官舎に在る事
一 三ニストルを江府に可差ざるは後其事素より味

節可為取替本條約為取替之儀其少延之
抗疎之儀

一本條約之儀其右條約之用立之時の期限の事
と仰之儀

一 素より本條約為取替之期と延之儀成小正趣意難分
一本條約為取替之期と延之儀成小正趣意難分

一本條約為取替之期と延之儀成小正趣意難分
其字葉之相見申之者通之語を勿論一ト通本條

約為取替之儀其右月敷近之儀も其字葉之相見申
之儀成小正趣意難分

海舟書屋

年七月幾日有之り十八日を延之抗疎之儀

一 片沙汰之趣を伺も可仕之儀其右期限之儀
其申之儀と延之儀成小正趣意難分

下之抗疎之儀

一 其一条之三ニストルを延之儀成小正趣意難分
談一不中之儀と不相能之儀成小正趣意難分

談一不中之儀

一 想体之儀其内之五年待之儀其条も有之
其年其内之儀又其年其内之儀其条も有之

一 種之可之儀其内之三ニストルを延之儀成小正趣意難分

事の件、引續談を申す

一 ニニストルを以て如何に思ふべき

一 兼て之を以て大統領の如何に思ふべき

委細を以て之を如何に思ふべき

一 清沙汰を以て如何に思ふべき

予者ニニストルを以て如何に思ふべき

人羣集混雜を生ずる事も必可なり

之事を以て如何に思ふべき

通商取扱を以て如何に思ふべき

一 新美通商の中を以て如何に思ふべき

海舟書屋

路遥の場所引越の支を以て如何に思ふべき
り難くは

一 私事下回れ、第一、八月、移住

可仕、若くは、其、翌年、其、右、取、扱

之、事、の、如何、に、思、ふ、べき

一 ニニストルを以て如何に思ふべき

一 新面を以て如何に思ふべき

外國人を以て如何に思ふべき

一 ニニストル一條、有強、延期、之、事、を、以、て、如何、に、思、ふ、べき

貿易を以て如何に思ふべき

より諸産物出方其外総て支多し取計其苦
 仍届不中なる其期に臨み差支不都合の事
 留一辨之事を始す事と延し候事と申談せり
 一 和儀を實に其條約草案を認む可成
 大市不都合多し取年月を緩めて期限を申
 一 古く要する事共々明了不合得時居る乍去岸港に候
 差支多し取前以想ひ不中なるを神奈川條約の如く
 種々不都合生し双方迷惑お成り留古等々支多
 之取計其不中なる事不成就

海舟書屋

一 其事を以開前之支し内多苦月取極に成り申す事

如何にも難事候事左より控申速に三ニストル等と申諸
 事は談合の上取計に成り申す事都合宜き事

一 三ニストルを延ばすも支多し苦有る候はの如く申談は徒
 二期を延し三ニストルを拒む杯申す事多し

一 左取之事を以延し其事を最に急ぐ事と差支を條約
 草稿を以火中取候事方可然事候事右取之取
 事申す大統領兼彼不仕の事あり以政羅巴諸
 事おありも承服不仕事

一 昨日申談を通双方親睦し上の談しあり互に勤
 事を申し合事を以書度既し此方より取申す事

言を汲分都下へ是を事と云義誤一只是有期限
を延し是迄の儀を談し是も子細も是も是も是も是も

一 右様之儀を私に直譯出来不仕留速に言下り

一 辨認書の上談判を申し内只今延期大に事の中談

是処右様の中にも何れも通す事と云ふ事

一 三二ストルを是の儀を三十二年余も是は其成

其成不實に序去言に相出可申に右様之意に

於て不義知に是は能

一 前にも申す通り三二ストル一条計に是の外々条も同様にして

是存を言を中談を事と云ふ事、意味徹底

海舟書屋

義を採るは是なり

一 和義の事三十二年前にも是は是の事、是は不都

合を是の事、是は是の事

一 其通り

一 右様之儀を私に直譯出来不仕留速に言下り

一 此程の浪人の如き事、是も是も是も是も是も是も

中洲の國人の頑固成者、是も是も論議、一可成不都

合を是の事、是は是の事

一 右様三十二年、是は是の事、人心、是も是も是も

右様之儀、是も是も早く外國人を是も是も是も

才宜なる所を

一 下田三郎右衛門尉の番に於ては如何なる事も出来
可成り難計盗賊之外も業を以て下田表
志人等も不置場を掛念も不少の事も是れ可
能電言は談話も多し私儀右等しく叙す少くも
恐き事申 遮るるに引拂はるるに引拂はるるに
後少くも終失りの賊難きも多し何事も是れ在
何れは是れ又と有る事也

一 下田杯志邊鄙の土地より更に浪人新しものも居る事も極
考極も是れ込め江府を大都會の事なり諸方より頼る

海舟書屋

のも多く集居する旨同日論をなす事不中なる

一 右様と溢れぬものも何事にも有るは江府の人民はロン
ドンパースペートルベルク杯の主人より遠く人々を以て
格好に居政道は切らるる事なり存する

一 ミニストルより上昨日は内務省の通りは事有り是れ
前以政府は是れ込め居るは是れ知る下は自ら
警備可仕第一力不足の事を政府に可頼上は付
是れは是れ人々を以て費用を不残ミニストルより出
可申事なり是れ在る

一 仮令ハミニストル条馬を試居る付浪人杯刀を抛け

月の前より不意に積私より巨米利加政府中を
其後可任る条約中の書義せを裁き恥辱を感ず信濃
少様吉義を以て通り私一言中上を事なる決り内連
約を不仕也

一 市中の事を通り一言の違約を以て不意に積私を
裁知し上を金に如く可なりと存也

一 只今中上を通千八百六十年四月より前ふ不意に政府
府に中上を以て千七百マキアゲント旅行の事と付
昨日職役の付て公事可なりと云々中上事を以て法外に感
得友誼を以て

海舟書屋

一 一通り

一 公務に於ての語を以て流を以て事なる平良の條
約を限りて事と存也

仮令ハ神奈川の官吏用事も以て以てハニストルの
方へ来る事即如何可任知且若館官吏用事も
て江府に其存を以て事と存也
其好義の用事と出府を以て事と存也
出府可任る事論を以て事と存也

一 場不との官吏往來の事と存也
其好義の事と存也

一 江戸在任のニストルは暑を堪へ、魚沼山に於て見
察するに、此の公務に於ては、得て諸州共右等
に自由を得る權有之候

一 右に役人より考へ、權を以て免るを譲り、其
限りを以て、此の山に於て、既出五月、中、為り取
替は、條約に日本、旅に權あり、事と書載せ
る約に申す候

一 右に、此の山に心得居るは、此の免れ、人、心、居、合、ま、規則、右
心得を、右に、通り、に、改、へ、る、候

一 公務の二字は、剛、に、下、る、候

一 仮令ハニストルの暑中、山に暑を避く、右に、方、に、
多志官人の旅に、公、務、と、見、る、事、に、下、民、に、敬、礼、も
自ら、格、子、に、事、に、此、方、役、人、通、行、も、右、に、振、合、れ
同、様、に、陸、岸、に、

一 其、方、に、右、に、振、合、れ、私、方、に、お、願、ふ、に、
一 貴人、と、貴人、丈、の、規則、整、ひ、不、敬、を、自、ら、着、き、に、振、
可、陸、岸、に、存、候

一 私、方、に、右、に、振、合、れ、多、数、人、數、連、歩、切、に、事、ハ、不、敬、願、の
一 仮令ハ、人、多、歩、切、する、も、世、に、公、務、の、通、行、と、一、致、心得
を、振、改、し、右、方、に、方、下、民、に、永、結、し、も、右、に、事、に、方、深、く、本

を越公事之外出好しと云事をもて之を以て海軍

一 官吏も矢張國中へ何れ部を遊外任を有する

要して英國極を以て殊に手練に成るべく

一 退くも免れ角今速く普通通官吏を以て免れ

不都合あり

一 萬が勘考仕明白に換投可仕小次々条を可仕個小

一 第一々条懇切に次第吳存多き候

一 且前換投所より不都合あり事申し申速に

議知候事あり

一 第一年戦の前大統領謀を以て官吏も亦篇

海舟書屋

を謀り軍艦保護を以て事をもて右二々条片

議知候事あり二々条も同様引續き不都合下條小

一 港に候暇より長崎より了簡速に事候も改羅也

諸物も日本程海岸多き國に稀に候事あり

一 長崎より箱館迄の海岸日本里數四百三拾里

片座在若館より長崎迄西海岸支那と對

する方より港も多し座在

(山陰道水陸道を指地圖より示す)

一 開けたる國の港の距離は大凡四十里より六拾里

迄の間を以て取ら有る尤都合あり二拾里位あり

有之在依之西に海岸通りと云ふ武々和ッレシテントの
突港と場所と撰む事と云ふ也

一 日本外強國と部と序文を案を以て大商賣と
港を以て欲する突商賣を以て港を以て案を
成さねばいれ難し 是より下直に案を賣りて
銀を以て繁昌と云ふ國力益盛と云ふ也

一 箱館長崎下田と云ふ持越る荷物と價は同格と
幣貨と云ふ双方と端と云ふ賣買と云ふ所と遠く陸
路と手数を以て運送と云ふに價自然と上り
運漕と負と云ふも亦品と云ふに價貴く在案を以て

海舟書屋

品荷と云ふもの程尚又價と上りて於て名を指し
たる港と外と此港と云ふ事を以て述べて高賣と云
ふは亦亦國と商民集ると云ふに出入不中と云

一 國中と云ふ計りも案と云ふ十分と云ふか
一 江戸を以て案を以て自國他國と云ふ者其店を案租税
と納む所を以て案と云ふは後五十年と云ふと五
十方と云ふ案も亦收納可也と云ふ也

一 江戸に住民二百万と云ふ人散可也と云ふは人々品物を
買ふと云ふ付与と云ふ租を以て案を以て案を以て案を
以て外國品と案を以て案を以て案を以て案を以て案を

物より 神奈川迄運送之 賃も掛り之事 故に
價も大に相違之可也 故に

一 品之要用の場 近之と云ふも 亦之に方不
宜品を 密に之を 商家に 往て買さぬハ 不便之傳
産を 仮令ハ 九州の 樟腦大坂に 運ひ来り 駿河
に 送る場 近之と云て 利を 取るに 故に 價も 相違ハ 故に 神
奈川に 持込時 支那より 買より 亦之に 相成也

一 日本の子を 買ふに 差障有之と 故に 豆米利也 品
を買ふに 故障有之 且日 賣買少々ハ 納之 租
税も 少く 互に 結ハ 合之 可也

海舟書屋

一 商賣之 本之 事 即ち 國之 本を 根本也

一 品物 出産之 地ハ 外國人 多し 故に 注文 出本
之 故に 商賣も 多し 出本也

一 國の 益之 多寡ハ 港を 突くハ 多少 之 故に 是也
支那より 鹽ハ 可也 且 國も 大九十年 前ハ 交
易之 故に 開港 跡ハ 居ハ 千五百 年 前ハ 外
國人ハ 賣捌中 之 故に 亦之に 商賣之 故に 漢土之 位
居之 外國人 千人 之 故に 亦之に 故に

一 假令ハ 日本之 多武 拾港之 故に 突在 處を 共五年 之 内
之 故に 外國人民 數百 之 故に 亦之に 故に 是也 故に

考の上より中上を私神明の眼を具し不中を却
共支那を推し計り知れ外國人未だ其高賣
の爲めて遊戯を余り不中を

一 備中の概に其處の中上を其高賣の儀に別後出
指の可勤考し其高賣を其換中の上に出

一 十を條約を其結を其計り各を大根中其
港を條約し其道より其若館下回神奈川を其
其高賣を其十の商賣を其開く其高賣を其
其館に數百艘入其津路に其皆歸德和を其
水より其事と付同所を其日本の産物買入

見込を其國中を其用を其賣捌く事に出其
其事と見込を其日本と其國益を其換
其高賣を其其高賣の儀に出其
港を其其可の成

一 江戸大阪京師を其自由の外國人と其交際商賣
其換に其仕向を其十分の其益を其
其事件を其計り其外を其港を其其
其法繁昌路に其繁昌の其國盛を其成
其高賣を其其高賣を其其外國諸州も
其服政一事を其其高賣を其拒其成

漫言歐羅巴諸國之其決之業伏不仕

一 右因港之儀之草移の月と書載不中と
期限之儀十分は其議可中仕在

一 日本と其港之儀期限を定て其議定る所成は
志歐羅巴諸國も其日幸之好意を感彼
可仕是是は其拒る事も其大統領より中仕
其危難息ち其外中上事無仕在

一 今之志滿る事も其成る所明後日議可中仕貿易
筋之儀之付る面倒と省は十分實務可致事可
有る心満る事其議可中仕在

海舟書屋

一 其長問其下程難之何率十分は其可中下

其十分は其答可中仕在

右之通其議以上

十二月

對話書三

井上信濃守

岩瀬肥後守

十二月十四日於藩書調所私共二日米利加使節に

應接仕多之趣在之通商座在

一應接仕多之趣

一 耶日之貿易を完る儀、有委細申、以商人共微細
正取分り、天利存也

一 先達之備申、以定之、事大之申、以定之、古操
抄申、以定之、數多、以教之、費、以申、以定之、法柄是
迄、申入、打過、以好、退、懇切、以申、以定之、有委細
打分、可申、入、亦、未、徒、以、許、以、為、待、出、取、以、其、費、
能、以、之、數、百、年、未、鎖、居、之、國、を、新、之、完、之、儀、以、之、
紙、柄、何、も、萬、と、會、得、在、成、人、心、擾、動、不、跡、拾、以、洋、座、之、

海舟書屋

列侯之不及申、在、是、之、面、之、也、大、統、領、の、申、越、之、趣、
界、之、許、懇、切、之、意、昔、委、細、申、達、之、有、之、如、く、操、抄、進、
洋、政、の、事、之、有、之、在、右、之、通、何、也、之、申、達、清、之、底、議、
也、之、及、之、及、答、之、事、尚、退、之、申、中、以、之、趣、以、之、
何、也、之、退、之、港、之、贈、之、申、中、以、之、事、難、在、申、中、之、
世、國、内、之、人、心、以、之、之、右、合、不、申、之、申、付、方、今、一、時、大、造、成、
商、賣、也、之、其、其、以、之、忽、之、初、擾、也、之、起、之、以、之、必、然、之、
事、之、之、日、先、之、以、之、申、入、之、申、續、之、以、之、皆、分、相、試、漸、
之、申、制、之、隨、以、操、抄、次、其、於、右、完、之、操、可、改、也、
一 商人共之利徳を考務と階、以、之、亦、在、交、易、之、便、利、也、

一 只今合意必十分あり條約不結引續歐
羅世也同船取船世可成を極成其意
人心を安んずる為に我々の所を

一 慶長廿一年之内に江戸港を築くは何れに
言葉の多き浮き石を書面より四十年より
より海を格別固結いし中住

一 千八百五十九年七月に諸港一同は兵と儀を不
取預私に存意を一港を何年何月一港を
何月幾日と毎港年月を吳より退く由兵に
成多取除しと意と申し之を儀に所を

海舟書屋

一 一時に兵衛港と市差支に係りて存意の百年を
逸り退く内閣に成り取し之を義に所を

一 尤三港を築き退く高賣手則人心居合より中其
多きを共必増港等取し取可成假令数字
後古案にても此の意に遷然書面を歎くは如何
なく人心不穩且右を数字の増減に極意を以て之を

一 諸事速に法裁判跡より双方の便利より所を
官私存意を安んずる可中其
一 平戸并九折より石炭坑に近き港を由兵に係
去取除可中其

一 西海岸より港々ありて其間を港々と名づる者あり
其間所々可住候

一 右の外は江戸品川京大坂より所々可住候

一 京都も決て不取成り大地狭く高貴其可取地も無
く且産物も僅く織物を出し其造りも假し米も旨く
食も不自由成り土地も有るは貿易杯罪を為すの事
未知何の事と云ふ

一 市中より外部より京都より唱へて延表を凡幾
里方より産物あり

一 堅十三町換三十町計り地を洛中と唱へ僻聚落閑

海舟書屋

地等総合を里四方程有る候

一 外國人の著し風土記に人口五十萬富高豪家數
千餘産物も夥あり一認り候

一 皇居の造営も尤美を及し有る趣も所々

一 市官有る計り候

一 漆器類を以て其名ありの事候其類人共江戸表
に在りて其を京都より漆器等數多調へ
ンブルも認り候

一 漆器を土地より其表より美故物に相違一向拂底より

一 大坂より京都との距離を何里程と云ふ

一拾五里有之

一京都之殊の外官家土地多産物も多き由儀及
其旨中上之儀と云

一左も可存存多相在中入を義決を虚妄と云云三二
ストル杯系り多儀志忽ち相多り多事と有之儀

一帝國初之頃多り外國民の書詔も京都も市
中十二里四方人口百五十万と認む

一京都去右之通

天子之居不列候大臣も隈り二宮中多り多
事難事成尤多天を極多儀多大阪も右之近傍故

海舟書屋

同和之取扱政府おの殊の外政と有之儀

一天子之居不列候京都と外國人住居難故政
との仰志多尤至極併大阪も同様不右叶と
の儀多承伏難儀

一皇又皇居近傍故何多難儀

一右指一多も取上多と云云多事多所右殊と
難事多

一條約を何と云云成多事

一條約を先合兩國の貿易と有数ヶ所之港を
開港航し日本人と合意中何多成多事

二通外政... 義聊... 又古國と外國
との際... 不意... 混雜... 出米... 大統領...
と... 何... 軍艦... 洋中...
日本... 援助... 可... 且右
船官... 地... 又同...
密切... 外軍艦... 砲... 兵術
士職... 金... 義... 不...
可... 私... 中... 右... 報... 何...
... 三港... 家... 私
出... 海... 事... 所...

海舟書屋

一條約を互に免し合ふ事... 所... 括り...
附... 差出... 條約稿... 日本... 一
... 心志... 研... 事... 所...
一 合... 報... 事... 十分... 内
甲... 報... 義... 所...
一 以... ストル... 論... 始... 下... 代... 便
利... 港... 貿易... 無... 振... 總... 出
緩... 仕... 可... 許... 共
斯... 眞... 吐... 懇... 引... 短... 中
... 一... 會... 優... 成... 所...

者あり見多義は在り其旨を其後益著を別に
知る事し其の能

一 神奈川を安全に港より薪水食料を求むるに
宜敷下田より一時五十羽の鶏を調へ事し其
歳毎に買戻しを較べ其の遠く買戻しは
多存を併高賣取らざるを五年五万あり外
に出る事し其の旨なる

一 下田より狭少の土地を幾欠乏品を在り渡り而して
其れ共進し都下より移居高賣取らざるを其れ所
に在り其の不少況や神奈川港に在り其れ在り

一 江戸近といひ是迄の賣込と違ひ必大勢引移
り忽ち大都會を成し其れ可なり其れ在り

一 高賣の都より遠鄙より在り成り人烟稠密
其れを撰何事も引移り高賣其れ在り

一 築館を成し五万あり其れ外國より持越せ其れ十
万あり外國より鯨漁船等入津し其れ其れ賣込
人より僅拾万あり其れ賣込其れ義に可なり其れ
其れ在り其れ在り高賣志進し其れ在り其れ在り

一 右三港より五十万あり其れ高賣は出来仕り其れ江
戸に在り其れ在り五年より其れ在り入港税計より五

十方兩之右集可也

一 三港之商ハ多ク子ウヨルク 府之商人多ク人出
之商ハ多ク

一 蘭商ハ試ニ成ル 思フニ一 通商試ニ成ル 丈
之開設多クニシテ 難ク成ル

一 月沙汰通商ハ 仕法ニ多ク 日本之人 別ニ別ニ
多ク 有キニ 年淺キ 人出ル 蘭商ハ 右集アリ

一 當方之存心ニ 故ニ 利害ノ多少ニ 論ハシ
主ト改メ 其ノ先 聊ニ 國事ニ 及ル 實土人
外ニ人ノ 近付 懇切ニ 儀ニ 出ル 高商ハ 出ル

海舟書屋

政事ノ方ニ 儀ヲ 認メ 徹シテ 報ヲ 致ス 後ニ

一 私ガ 可中 上ノ 儀ニ 宜キ 事ニ 成ル

一 西海岸ニ 一港ニ 多ク 差支ル 義ニ 委細ニ 詳シ
右ニ 付 越後 國新 浮湊ニ 相聞ニ 採リ 可也

(地圖ヲ 出シ 方向ヲ 示シ 民人ノ 購買 湊ニ
形等 委細ニ 申シ 可也)

一 各 仰付 儀ニ 越シ 報ヲ 賜フ 儀ニ 報 示ス 可也
何事ニ 亦 實 視ニ 示シ 難ク 定ル 外ニ 右 仰
湊ニ 付 所 存 撰 儀 仰付 儀ニ 採 仕 可也

一 蓋シ 政ニ 西 海岸 儀ニ 多ク 宜キ 事ニ 出 格ニ 認メ 可也

吳淞可設和漢之條一取調之上進可申入

一 西海岸之部不取中... 不取此處

... 所定吳之思... 雙方之見

... 極宜為之

一 京大阪江戶品川... 不取此處

一 江戶之義之... 神志川... 不取此處

... 難...

一 江戶大阪... 不取此處

... 難...

一 江戶宿寢港... 不取此處

一 場... 不取此處

... 難...

一 江戶... 不取此處

... 不取此處

... 不取此處

一 當年... 不取此處

... 不取此處

一 右... 不取此處

... 不取此處

一 大坂... 不取此處

一 右を通商船を以て條約僅九十年之用
供するものあり

一 其上日本十分の安全を以て見据附るに期年
の後迄江戸内河を成るも不苦也

一 和親の條約を永久連続不陸するに難事
業勿論之を得て貿易の條約を年月を限り
切難事也此等之のあり

一 此の方三港と云議一決断し居る條と付右等
之條即ち答をも難事也

一 右等之その他之條を以て談判難事也

一 大坂を三ヶ年半年お延し可也

一 西海岸の港を見出此等千八百六十年正月より
と取極可也

一 下田を危難の港と形を修復し出来蓋合料も不
自由にして在る日本條約の如く日則千八百五十九年
七月四日の神奈川港占領の後六月を経て下田の片
塞可を下る者も引越して外混雜も仕具も同所片
穿之氣外國の者も引越して無事同和入津等不
改振事年中申し其の官吏も不陸等入津等不
改振の事等も引越して無事同和入津等不

月幾日引拂多中在義為之書會之政一合在國私
 入船渡引拂之儀若一切入港不致取計之積
 尤右書付之下田等以所由一通之出處之取之仕
 一京都之儀若先外々条序談一漸之取之仕
 二差置可中
 一高貴之條約調方之義を考へ仕置取七々条之取
 尚京都之儀も勘考取一取談中々取可仕
 一別々中々儀も考へ港之儀も滑与勘考之上
 於引合之取可仕
 一私占國に取出ても合取之各を擔ひ占國人

海舟書屋

迷惑を不顧發擾等為政之決を考へ大統
 領分中付之儀も素より占國之為に付其煩之取
 取事を強ふ中上之儀も考へ尤拒否仕置
 取事自然に危難出來可仕若も合取必より事
 起り之儀も考へ他之國より仕向之取を取
 可中一江戸京大阪之三港に突之義引繰返一甲上
 之儀も危難を除き可中一考へ仕置
 一只今私より中上之通條約を取結取願之他
 國之決之條是占國中出置
 一私占國之結之條約取羅世人一見尚考之通條

約降一考存存一のニストルを以て出一事
論多探未可知也

一當時は何事も進まず遠慮が尚今五十年を往
昔五十年の抵敵可致唯今江戸を所限を成る
と五十年して五十年の利を納む可なり也

一歐羅巴諸州の人事も同一天地間の人情誠實を
以引合ふべき絶て子細も多き義あり也

一合意の存意と外由の情合と異國の事と後
不慮あり可なり也

一十分の條約出来仕るに私一世の大幸不可也

海舟書屋

之實は天下の望を終可なり

一右成就の上名官を辞し隱遯仕心得と云

一主外合の可申上儀も多し也

一明りも此方より或り明後日尚談判可なり

一兼知仕也

右の通り也以上

十二月

多し事と内産能

一 何事も只今中入を通りて次第と付通し心得し居
る事もわけ知れぬ事目凡そ事業の成る

一 華盛頓府の事居る外國ニストル居定ると大抵
間口拾七間奥拾三拾間位の内産能

一 家去り階造り下を應接する二階目を飲食
の間に三階を非常起外階を処する所定何
事も棟造り造り建中なる

一 私住宅仕立は右の事と異り其邊に餘人
の心算を難計なる

海舟書屋

一 ニストル召連の僕隸は多寡を是又人々心算する
可有るは在大凡各國の振合を如何に哉

一 是又其極多き併諸物に内魯人其危角從者
多く召連可申自然外國の事其財を用向き出
本は事とて地を著し居る事の内産能

一 魯人其一邦多人數を連て居る元より規則を其
の事とて其國の事あり其事自國同拾五張或拾
人計り連て居る事難計なる

一 英吉利の内産能の事通歐羅巴洲中第一の強國殊
格不商官のニストル召連は其事其府の事難計なる

三ニストル志 従者僅三人の事と云座を

一 只今魯人たる人極むる連なる中より於て百人連なる事一私をいふ見及ふ事

一 欧羅巴と云國と云風儀大なる事

一 位位^新疾は急馬と云出切ると云も供廻り志

於て五十人を内侍候一可也和英吉利佛郎西

等の三ニストル馬と云外也と云別當只一人を

連なる事と云或は徐行或は如飛馳せし事

一 藝散の爲と云出する數人との連なる事却て保

養と云成ふ事

一 私儀先年佛郎西國と云佛帝と車を同一と遊

行政と云事有ると云帝の從臣を馬を御し

のみ一人左右の事を奉ると云りの御人只三人陪

政と云事と云座を

一 英國女王と云出遊を見掛る事有ると云張右

振合と云座を

一 日本と云も急切と云馬と云口取ると云只一人を連延

事の事と云出切と云事一偶有ると云

一 華盛頓府と云景と云程見物跡と云取可也併

當今と云事と云不義と云事と云難分と云

一 何事成就せしむるに在りて委實に吐可なり

一 華盛頓府に滞りて英國ニニストル儀自公のニニ

ストル方の公事ニ付ありて其の快晴の趣を書きて

懐き帽子を冠り杖を曳き人をして其趣を

然せしむるを教を交はせ五百人の従者を率ひ

其の回帰の途に在りて其見知り者著き

建ちて其帽子を脱互に挨拶致し

一 漢の一条は程の遊に在りて其趣の有る者あり共此

力を尽し評論著し其の漢世何分六ヶ委實

二 困病跡

海舟書屋

一 古去る評十之趣も其の出格の状を以て江戸を年

朔を定めて一國の元之國高の民を居りて堪ふも神奈

川横濱の二に限る事は可なり極む

一 京大阪を如何

一 江戸を如何にすべし其の趣も其の評も其の格も

勘毎を及ぶるは其の極むるも難む可なり

一 私を人の限るも其の義も其の事も其の國に係る事

左の如きは其の何れも別候跡に亦も其の趣

一 其方遊の如くは限るも其の儀も其の日本全國に係る事

一 信濃の極むるも其の始終に引合ふも其の能く分りて不

有之私職務之掛一取扱出来之程之蒙之速
序請中上不出来事之如何扱之何扱之其辭
を要之儀之旨之如何高貴之分厚否之扱
成鄙劣之儀之不仕也

- 一 一昨の面會より得る勘考より十分の條約
内刑より官吏を引戻す中上之儀を強中
一 此程の中上之儀を取用するに支遣の儀を強中
上之助も如何扱之れども私に不調法
を以て是れを唯十分の如何扱之れども
事在中上之別は多敷可成事と存候

- 一 政治に付尤肝要之儀有之次可申上能
- 一 諸事お當に免れざる不仕之儀を拒みざるは後
見より大造威相違りたるものには存候
- 一 一之を三港のみは実を餘に許容と為るは急
ち尚六港も其間を以て拒可成候
- 一 何事は許容を成るに速に許容を成る
方後患もせざる土地もよく繁昌を成中候
- 一 江戸京大坂三ヶ所は実を内江戸を五ヶ年之期を緩
入可申上中上之儀を以て拒むに成るに今より五
ヶ年之内は港も其間を以て拒可成候可申上只今

十分の取極み中より引續年々は同港に成
五十年の積蓄多し港に実在する積蓄
成可なり

一使節の意中伝達を勿論肥後等の同報萬察
知既し居る旨今日も五分明白に一寸商人同報
引合を決す不致事と云々實に千辛万苦力を令
一江戸の川に談すも及事と云々能

一大坂を何れに置るべき哉

一萬中入る通商今遽然敷多し港名を條約面
掲げ出さるる理非を弁別し多し人心擾動既し政府

おのりも取扱方之差支を儀不有出方と混雜をせし方
おのり聊々様と云々多し船中も云々心お素より懇切
之同柄出方と事柄も深察を致し極存也

一私儀日本と世界其一政府の権有る國を執政
格揮と云々家衆庶水火を不避といふ事おのり中

一多中おのり如きも人心懐和能舊律を遵守せし事おのり
おのりおのり如きも人心懐和能舊律を遵守せし事おのり

一何事も國と云々も武家も危角の政と改めを忌
嫌ひ多し者も居る也

一西洋各國と云々も武家も政府の威を畏縮

蠅同様に未だ年中に在

一 於日本と心相を貴い人心の嚮應する処を以て政治
を施す事と其態度の不欲事を難治事と在

一 江戸の開き年と浪を如何に定む成る思ふ事と在

一 江戸の通五年を以て期年と可し改後

一 左の千八百六十三年四月一日より出帆と可し極小

一 五人居留改め神奈川横濱より江戸へ高瀬舟
乗りたる事の條と在

一 其通りの事

一 神奈川より日本橋迄の里数を如何程と在

海舟書屋

一 七里有るに在

一 左より江戸よりより高瀬舟と在る一日拾四里

と路を不安好き事と難儀を早且神奈川に出

一 唯午飯を江戸より喫し出帆を戻りたるも昔

方より高瀬舟を乗せたる中より高瀬舟に思

ひもあらしぬ事と在り高瀬舟に甲斐文更

と在るに高瀬舟に二日路を一日より初事と

出帆かき事と在り

一 品川は開き年と其荷物の揚場も在る事と在

是又路の事と在る

一 品川を遠浅の事何れも淺水に於て神志川に碇泊す時多し不仕成る所多し船物の取引を因所と定多し其の巨商を引移し大に貿易を為政に於て一時買物者も限りし事と存す

一 江戸海岸部里計の事と淺瀬と山船と多し多し通じ難お成仕を粗業り及居る併官港と之を越えし船子と便不便と不拘商民と者之居る事し居る事得し古勘考可成る

一 外國の高船より一通可なり

一 自國の高船三十艘も半艘も積居る者有る也

海舟書屋

と常し諸方より荷物を積請諸心は運送隊
 一 荷物と多寡の應しお成る運賃を請取
 濟世隊居るお形玉壁へもニウヨルクの者も
 神志川より荷物を向より請取し船積
 隊し多滞出帆お成るも也ニウヨルクの何れ
 船何れも荷物を積入幾日神志川に向出帆し
 係番細評判記にお認る事し也

一 ニウヨルクは拾人の荷主とては拾人より落し可
 然りの右様神志川に越え積送る荷物差
 配不足の事多し難お成る出張り居るものも日本

人の好尚に應へるは日文或は其方等て
本國に中流の儀と存する

- 一 船主の荷物を積送るに在りて陸揚の上は何
れも生かすに荷物を付する事と其様子を保帰
船に送るに空船と云ふ事と成先と於て相應
の荷物積より保るに其様子を積込る事と自
荷主同様にして其出立するに難事歟
一 船主の荷物を積入るに即ち船主より荷主に請書
差出るに付右書付を先に出張する者も荷主方
より相廻る事とあり

海舟書屋

一 船主の荷物を積入るに即ち船主より荷主に請書
差出るに付右書付を先に出張する者も荷主方
より相廻る事とあり

一 船主の荷物を陸上に出立するに即ち船主より荷主に請書
差出るに付右書付を先に出張する者も荷主方
より相廻る事とあり

一 船主の荷物を陸上に出立するに即ち船主より荷主に請書
差出るに付右書付を先に出張する者も荷主方
より相廻る事とあり

一 長崎の和蘭の片極を和蘭の商法に外國の
事と云ふに振合和蘭政府を別荷するに和蘭中
威権あり政府と云ふ可也の事とあり

一 商人の唱へるに國を其賦に思ふに好む
商人も才智秀出の者も有る外國の事とあり

の悉量よりおぼゆる貴重なるもの

一 英國女王と商人とミミスタールは取立ての事有る

一 國の富を司りたる商人の如く者たる

一 商人もその性質の美悪才智の利鈍は依て或
と敬し又を輕し

一 只今支那の港の右を英國の都督ジョンホーリン

が元来毛織反物と商人を以て十九ヶ國の
語を通し悉量商人の儲けを以て通

撰筆を以てし

一 商人の儀を有るは分ち成る事あり好むを唯

海舟書屋

今を仰ぐは趣を以て商人の富を以てし

一 神奈川を以て港を都下と商人先を以て引移る

顯然の儀殊に貿易路を以て主層の場所并敷

百戸之倉庫を以て難を以て因取を地勢も

より且改定於るも退く大船造を以て海外へ

渡航を以て積を以て製造出を以て外幣を以て

昔も其を以て神奈川に廻る都を以て荷物

水揚積を以て皆同取を以て改定を以て付商賣を以て大取

引去何事も因取を以て聊を以て有るは以て

一 漆を神奈川に以て極重なるは以て國を以て

と有る可き也

- 一 慶へハ時計きッ代金貳拾五ト云々貴之由方止書中
五分割を出し餘人ノ物カ出シ書右ノ品孫買入
お成他ノ貴人主品ノ宜敷を以て同物ヲ調入
此即神奈川ノ孫主トシテ進出賣紙を以てお成中ノ書
一 貴ノ大成後を待渡シ者有る便もお成カ
商人ノお成メノ不用ノ物申も買入中何カ執
政又未キ行職等ノ方方ニ涉取入ル者有
此神奈川ノ書中ニ有ル如行紙一紙
一 巨商ノ何カも一纏ノ買入を以て商民ノ
海舟書屋

海舟書屋

徳方ノ教一ト云高商ノ書方商賣ノ大法有る也

- 一 初て持渡り 其ノ便不便もお成カ物先半
賣紙上ニ挿振取書大ニ注文書紙事
一 右徳格引取書ノ同屋ノ名付孫神奈川
書中ニ有る者幾十人ト云く同物ヲ移住
一 右ノ通書ト云方事同所ト云書中ニ有る
書中ニ有る者幾十人ト云く同物ヲ移住
買入書中ノ江戸ノ品事ト有る也
一 江戸内開ノ教書小賣買ノ者有る也
一 右ノ長崎市中ノ如ク商賣ノ書中ニ有る

一 日中ノ物ヲ一纏ノ多クノ品ヲ調ヒテ有
同屋ノ多クハ所屬ナラ

一 豆ノ如クノ同屋ヲ調ヒテ有

一 子細ニテ神奈川ヲ究ムルニ只一國ノ船ヲ
以テ方ニ船ニ目付ハ輻湊ニ有テ今江戸ニ

住居ニ同屋ヲ多ク彼地ニ引移ル可キ有

一 同屋ノ多クハ所屬ナラ

一 何事ニテ買ヒテ散テ林ノ様ニ有テ只同屋ヲ何事ニ
ハ數多ノ品ヲ貯テ有テ一纏ノ高ニ必同
屋ノ多クハ所屬ナラ

一 豆ノ如クノ表ノ多クハ所屬ナラ
居テ店有テ右店先ニ並テ有テ不物不
買入有テ有テ有

一 右叶ノ有

一 店先ノ筆筒並ニ有テ家有テ數テ調ヒ
有テ有テ有テ有テ有テ有テ有テ有
有テ有テ有テ有テ有テ有テ有

一 右商人ノ談次有テ有

一 豆米利加有テ有テ有テ有テ有テ有
關係不有

一江戸表より小き物を無様大なるもの賣買
と不相成り中儀何分難お分る

一大なる不調をいひ可し調素分大小を別をきり

一江戸條約を取替り上を長崎表の如く會取役人等

立入を儀と云ふ都て日本人同士の如く商賣為取

其積り有る儀

一只今由沙汰を承りて万國通之商法に依る

一何れも不調價貴く申すに商人の習はるる已り

気が入る物のを買入るを當然の事と云はれ

一只今草笥五十調度同屋にありお取替り格

海舟書屋

外言價を留外之店より取り集合を承り不

是を以て手輕く調度を取外之店に切

合を承り又手輕く取入方お成り留同屋の方お止

又外之店より集調入を承り則後を以て商法に依る

一お取替り儀を以て同屋に不掛調入を以て同屋を

元より多く取扱居るもの先く價も低く小商人を同屋

より取り替り僅に賣商取しを以て自然に言價を

有るもの云はれ

一仰りて趣を以て先く此の趣を

(江戸同屋より取替細に申す)

- 一 西洋諸州に於ては、後人必らず申度き地産に
- 一 羅紗の外持渡りも亦不應一百分の千五の
- 租税を出し水揚路に上るたてに其末額燒き改
- し其れ又を數月買入る者多し、遂に本國に持返り
- りしに五の右差出る租税免除の儀、極其
- 決り不中三事より産る

- 一 初奈高賣五限の節も先を何れも賣ききり
- りのに内産を以て去税を規定して通る出中、カル
- ホルニ、アモル等何事の地にも同格の事と産る

一 今般高法改の上も長崎の如き仕方を以て、何れ大

海舟書屋

掛り、改を積税法の事と違ふ精々可読

- 一 租法も尤大切之義、其産を留ま是れは、殊右流
- より上尚得与可中止且格別法國の内産と相
- 成る税働と可也

一 高賣買路の事、この利の産る

- 一 第一高賣買盛大にわかれ、其を國民富貴に
- 高賣買甚あれ、租税隨多、多し租税多し、其を
- 政府富知、但租重、其れは高賣、不昌人民
- 次貧、貧困より租輕、其れ國民富を政府を
- 却て多し、このため、取捨尤、心を碎り、され

ハ難お成事トモ難

一 江戸と神奈川とい余り距り居神奈川に住居改
シテモ通也江戸の高賣を難出来を有
付打明けは疎可申下り

一 品川の租税取立所を所建を第を第を政府
おめて由美支有るも

一 先刻申入る通出方々も大船の製造を許し
諸物の渡航が改る有付何れも神奈川を深き
船舶輻湊之地と為し向屋を移し永世に計を不
廻る難お成事川を瀬方多難破る患も申下り

海舟書屋

船舶下碇する所ハ難定り其上は又ハ屬も申下り
(地圖を按し水底ハ浅深等を示し反覆差を
越え論弁仕候)

一 品川の碇泊所を不お成像を會得仕る目所を
思を絶し可申下り

一 神奈川に住居改シテ江戸高賣後事との
免許を申すも免許の論を申下り

一 商人を利を得る事を主と改シテ江戸の高賣民
由沙汰ハ通大勢有を並し神奈川に引移るは
未別ハ江戸を移るも及ぶ申下り江戸に住居改

一 昔々年々入費甚多其古儀を省くは神奈川
に志必五千ありお止り可申 同前より事起り
得て別々預き不仕るは世何事起り
仰落意難仕候

一 江戸にて商賣の政一をて居所を不設を
多し難お止め

一 神奈川の商人共大勢引移り事起り又多し故に
各物事得て江戸に遠近の儀より川崎に居
留めしるも宜き事也 世前物上下々その他便利神
奈川に同日論を多し候

海舟書屋

一 條約を結ぶ人 居留を預き元来商賣の業
に在るは故に志願して江戸にて商
賣の政成る事 條約を結ぶ 論多し候

一 江戸近邊を淺瀬に豊舟船を神奈川の内中を
系入申り候事上候の由談有る川を止り可申候
其故に水夫共一切江戸に居立入申り候事

一 右の通に江戸に商人共内退り候事
其者多し江戸に居る義由多し許り候事

一 川崎に居住しるもの多し有る候事

一 江戸の私物販賣の商川業を奪り自國の六

一 主許を駕りて徐切を踏みぬる事とて平人の歩り
と有る人合を難おはせり

一 商人を何事か往返しし事とて

一 常守とて宿馬等電と云ふの馬も不及程疾く奔りし

一 商人同屋方の強欲夫の示物を一箇に並紐等

既しとて不くも五とてお掛り可なり是れ居宅

多しとてふ都合とて居宅

一 神奈川も敷多の同屋敷を並へて住居跡しとて
態し江戸へ来る事及ひし事

一 左の事し江戸の事とて論事して多しとて商人の用
と難し事とて事有る

一 漆器の注文極し神奈川も難出する

一 神奈川開港も只今とて多しとて多しとて中し事
期も有る事とて夫とて多しとて如何極しとて屈可中今
般仮條約も海多偏商人共善く知りし開港
頃とて百工悉く集り一切の事有る事有る

一 仮令し江戸表の漆工五百人とも有る内し商人
と接する者も可有と又一事とて妙とて海多有る
可有と有る者も不強神奈川も引後可也

一 如何振^る者^もも同屋に注文^しては^る其^の助^け職
 人^に付^て不^移時^何品^もも出^来可^政事^とも^らる^る
 一 先^刻自^由文^易と^は沙^汰有^るは^るは^る一^つ同^屋を
 不^強も^も難^者也^事と^も自^由と^い難^中也^也
 一 壁^への^草紙^五十^間屋^に注^文し^て五^十也^と
 と^も出^来可^政事^とも^らる^る也^也
 附^言中^入を^始に^同屋^に引^付職^人に
 掛^合せ^て五^十也^と可^振上^り中^心を^是も^自分
 と^振上^りと^買取^るも^難者^也の^との^差
 別^有る^差向^きと^も煩^細と^違と^は積

海舟書屋

大^の損^得と^有る^也

一 同屋と職人との年別を國とを大と古速政店とを
 許^下田^と見^知る^也職^人と^一日^僅の^給分^を
 取^同屋^方に^集り^不物^と振^取り^自分^諸式^を
 買^入已^りと^振取^る也^也
 一 右^と能^者也^係出^拾軒^同屋^落
 下^職と^是の^諸物^を振^出し^て内^部に^引移^す神
 奈^川と^引移^拾八^軒と^江戸^に残^る右^引移
 者^も價^高く^引移^る者^も價^安く^引移^る
 江^戸と^引移^る者^も引^移可^也

一 有之通河屋を定て商賣の店を成し大張内実
 を政府との関係に事と相付中
 一 政府との商賣の助に關係し儀を多し其の中
 一 政府との通河屋に同屋共一格の利を貪外國
 商民を忌外して調物甚多し其の業を以て
 賣込を目きし者出張を拒可成
 一 數年住居跡に地を離れ神奈川の引移れ
 不便中と云ふ多し且同所商賣の數年
 を不強をも盛火を至り買取
 一 支那の巨商有之彼も多しホレと唱へる事初

海舟書屋

如五人の如く拾四人日在年以拾四人日限り
 其他の者と洋人と商賣を不成事極り
 居る右の種々の混雜出米跡一十九年前英
 國との戦争も今も有り相起中其の支
 那人遂にホレを逐拂中
 一 日本との同屋を唱へる者も亦支那のホレと大に相
 違跡居る細民平商も金錢得る一夜の
 内も同屋を成中
 一 神奈川の引移を儀も知ある者も先を成
 為江戸の人と即百万も餘り其を拾目也

為市場の動向を理外の事思ふ事存る

一 日本人の商心より外國商人の取引の方
利益も亦増す事其商賣の情に於て躊躇
のなきもの決り有る事存る

一 壹々年々之商賣の或度之商賣大造成候事
は始終商の心却る利潤の事之直極小

一 貿易の宗として之國の限るは魯索之外諸心の
船之無絶り余り居る事一と存る

一 高氏其神奈川の住居跡に於て大鏡杯大名
杯に可賣り存る事も馬王と云て持切らる事

海舟書屋

難ね成多事之別を難ね把握

一 同屋之事に於て外在中に入金幾何分徹し無し存る

一 同屋を格別多の延き商人と存る

一 私有の買入る事續き能わたりは在大名に

外に賣る事之事ハ何分不仕成候事存る

一 大名の目付市店に余り買入る事其素より不仕事
屋買入る事其之理を何成候事其素より不仕事

一 大鏡杯に於て商人の賣り可事と存る事も推し可事
事不仕候何れも自事も掛懸る事其素より不仕事

一 大鏡に於て才法を以て凡の引合を仕成可事

- 一 金之次第計の如きり店先に飾るを湯を通掛りの商人并大名の亦来者見掛け或は自分買ひ又主人の中より買調を掛る或は自然商賣出朱跡一也
- 一 此程より中上を商賣の大法を國々回るを主と跡一也國々回る中より商賣繁昌不仕也
- 一 商賣するに年々万金を以て五千兩文住居跡一居土地の賣り扱ふ跡一也申の捌方お成る無
- 一 江戸と居住ふれ本も如何扱跡一也
- 一 其商賣を以居不中

海舟書屋

一 外國より居住をき々不_レ限り貿易を濫_レするに由る事如何之事と云ふ

- 一 巨商を住居と高賣の場を以て別々作補理事_一事_一高賣を閑幽の地を以て難相成又繁花_一花_一地を以て有餘を以てのた店を繁花の所_一建_レ住居を閑地_一に建_レ妻_一子_一其_一都_一子_一同_一所_一に_一差_一を_一中_一に_一在_一
- 一 ニウヨルク_一の_一國_一の_一都_一を_一登_一ら_一大_一塔_一打_一群_一商_一賣_一跡_一居_一夜_一を_一鉄_一を_一鎖_一して_一武_一里_一條_一外_一に_一志_一退_一去_一跡_一中_一に_一
- 一 右_一を_一稍_一以_一速_一中_一に_一遲_一回_一の_一バン_一コ_一ク_一の_一如_一き_一ハ_一如_一何_一と_一云_一ふ

- 一 暹羅をバンコックより日本里教まで里半の道を自
國に拾年以上滞りて其の地を以て借する事有
事をも許さば只お世に價を以て借する事有
るも其地半里四角の地を右に年數計りて
迎ふ自由の買入住居跡必古儀を成居る
- 一 居住をバンコックに限りしを如何
- 一 商賣を國中に後多岐其大住居を都府
よりバンコックに極中し
- 一 左にバンコックより里半の地を滞りて限りし事をも
一 バンコックより里半の地を借りて外周廻り十里丈を

海舟書屋

何人をも地を買入る事一お叶ふ

- 一 使節が先次暹羅に出る暹羅條約書に滞りてバンコ
ックに限りし事一お叶ふ
- 一 右に暹羅に条約ありて其の条始より終りて其の地
を以て借する事一お叶ふ且暹羅を英國の領
土に近くする英人の俄にありて王城近辺に堡塞
をも築きしを恐れ十年以下滞りしものあり
との条約極むる事一お叶ふ
- 一 右に境界外に港ありて外國人を其の地を以て滞りし事
一 バンコックに港ありて海より拾里ありて大川あり

二六
深く市街より段より六七間、塙不と大船
の多子細糸入を載せ付下碇後、直航上陸後
半次、其の歩路一始終市井に止宿と一
一 諸港といふは皆川中、港を以て

一 川港も又海附の港も有る、バンコック計り稍
繁庶、その他もシヤンパブーと中、僅の産物等
多し、併し地も極不安定、塙不と中、數日
碇泊等もふたふた、此の産物

一 同様の産物、其の金銀、象牙、位、事、此の産物
一 シヤンパブーも右様の地、其の巨人も在り、此の産物

物の内可積入不有る、此の所もバンコック計り、其の
注、又此の産物、其の巨人も在り、此の産物
此の産物

一 暹羅もバンコック計り、其の餘も可敷地、其の
一 巨人も暹羅、其の國中、何れも都も旅、其の
此の産物
一 大抵、其の船、其の巨人も在り、其の
天幕を施し、其の遊り、其の
一 バンコック計り、其の巨人も在り、其の
省も、其の校、其の國、其の産物

一 江戸平川の住民を暹羅一國の人々と大抵同
扱と有る也

一 國民の半をバンコックに居る也

一 バンコックより四拾里内の住民を國中三分の二に
十里外に住民を國內三分の一と爲る也

一 吾人も何事をも地を以て住居仕るは曠漠不
毛の地を以て居るも右四十里内は條約

に認めざる事と爲る也

一 吾國も暹羅同扱と條約を結ぶ事と爲る也
幸々存也

一 今日を既に夜に入退る時刻も後を尙尚明の
引合可也

一 先刻在沙汰を通りて通るも高賣を出来
不也

一 神奈川を限り右より内河に無船を不差入
并品川を引戻し程々三港を合都合四港
お止る儀と爲る也

一 行事も速くお決り申す事存也

一 明日より曜日と付明後日入可也下也

一 善知政也

有之通原卷十

十二月

閑園起原卷十

海舟書屋

